

2009 年度政務調査費使途に関する住民監査請求に対する見解

2010（平成 22）年 12 月 24 日

35 奥山たえこ（みどりの未来）

0 はじめに

杉並区議会議員に交付される政務調査費の使途を巡る住民監査請求は、2006 年度分を最初に毎年連続して提起され 4 回目。今回は 14 項目に亘る「検証の基準」も添付されている。

支出を判断する当人としては、使途基準にはずれのものはないと確信しているが、今回もいくつかの指摘がなされたことは残念である。その原因は、按分に関する請求人の見解との相違、購読誌の支払い対象月のずれなどであるが、個々に説明する。

なお、2008 年度分を対象とする昨年の更正時期が、5 月と 6 月だったため、その時にはすでに今回の 2009 年度分出納簿は提出済みであった。そこでその頃には、監査請求人が 2009 年度分に対して指摘するだろう箇所がいくつか見当はついてはいたが、監査請求が提出されるまでは昨年と同様、報告した出納簿のままにしておき、更正しないでおいた。今回、請求人の指摘に応じて修正するとともに、さらに自分の見解を含めて対処する。

1 住民監査請求人の返還要求に対する見解と対処内容

以下、請求人の指摘に対し、見解を示すとともに、対処方法を示す。

B. 研修

① 開かれた議会をめざす会の会費

請求人は、「会費の支払は、その会に所属し、その活動の一員となることと同義であり、（略）公金による当該会の支援となり、（略）政調費に該当しない」と言う。

まず、会費の支払いが、専ら所属の対価としてまたは会の活動支援を目的とするものであるなら、それに対して公金を支出することは許されないことは言うまでもなく、奥山はそのような支出は行っていない。支出の基準は、第一義的には、会が作成・頒布する会報購読の対価としてである。

なお、会によっては、購読の対価を「会費」と称するものあれば、「会費」と「（会報）購読費」とで分けているものもある。後者は奥山の支出では「市民連絡会」がそれで、会費年間千円、『私と憲法』購読費年間 3 千円であり、会費部分は個人で支出している。つまり先方の言う名目が「会費」かどうかではなくて、当該会から政務調査に資する情報が、（抽象的レベルではなくて）具体的に得られるものであるかどうかを基準にしている。その情報の大半は、紙ベースでの会報の購読であるが、昨今は併せてメール等の電磁的情報提供の機会も増えている。

そこで、今回指摘の「開かれた議会をめざす会」であるが、この会は会報という形での印刷さ

れた情報提供はない（会員間のメーリングリストはある）。しかし、年に 10 回程度の会合における会員間の直接の情報交換で、他自治体議員からの生の声と最新の情報といった、有益な情報を十二分に得ている。それらは、奥山が所属していた（現在は多数会派ではないので所属できない）杉並区議会議会改革部会、議会基本条例の制定をめざす会（議会内の有志の会）、また折々の本会議・委員会での発言において十分役立っている。なお年に 2 回のシンポジウム参加費は、300 円～500 円の会員割引がある。

以上の理由から、この 3,000 円を政務調査費で支出することは趣旨に叶うと考えるので、返還の必要はないと考える。ただし、提出した領収書のつづりには上記説明がまったくなかったため、誤解を招いたことは反省し、さらなる説明に努めることとする。

C. 会議費

① 平成 21 年 5 月 30 日開催の会議の目的

これは摘要を、「会場費：区政報告会, 永福和泉区民センター」と書いたが、正しくは「会場費：法律相談、区政相談会, 永福和泉区民センター」である。

なお「法律相談、区政相談」といった公聴に特化した会合であり、区政報告書『区政と暮らし通信 20号』で告知している。議員にとって区民からのご相談を受けることは政策立案し施策に反映させる意味で重要な機会である。例えば、介護保険の介護度審査、隣宅の工事の騒音や道路使用、ネコの餌やり、マンションの管理など問題は山積している。

一方、区民のみなさんは、自分から議員に電話等で気軽に連絡するのは憚っていることが推測されるので、待っているだけでなくアウトリーチをかけるという意味でも設定した。弁護士相談も用意したのは、内容が法的なレベルに及ぶことがあって、その際の迅速な対応のためである。

なおこの日は同日、同じ会場で時間を違えて「区政報告会」も開催したが、こちらは奥山が話すことが主なので、その意味でも、区民が話す「相談」の機会を別個設けたわけである。

年	月	日	摘 要	(科目)	整理 番号	受	払
2010	12	24	2009/5/30 会場費：区政報告会, 永福和泉区民センター<誤記控除。摘要修正のため>	会議費			△ 1,550
2010	12	24	2009/5/30 会場費：法律相談、区政相談会, 永福和泉区民センター<誤記控除。摘要修正のため>	会議費			1,550

E. 資料購入費

①

- ・『戦争責任資料』購入

1 年度の間 2 度計上されており、号数が一部重複しているとの指摘である。

まず、記載の 2010 年分会報 No. 65～68 は、正しくは、2009 年分会報 No. 64～67。 よって、

摘要の誤記を訂正した。

2009年12月30日支出分は、翌年度2010年分会報No.68～71としてである。対象年度がずれているので返還する。

なお補足説明すると奥山は、購読料などは前年度に前払いするよう習慣づけている。というのは、会の運営者の立場からすると、代金を受け取っていない人に会報を送り続けることは、今後納入されるかどうか不明であって、そのために納入状況に常に意識を払わざるを得ないという心理的負担を生じさせることになる。さらに結局納入されなかった場合には、実質的な損害を被ることになる。このことは、特に社会的ミッションによってボランティアに運営している会（有益な情報源として重宝している）の会計担当者の大きな悩みの種であることを、奥山は経験的によく知っているからである。なお、「だったら、未納者にはすぐに請求して、さっさと発送を止めればよいではないか」と考えるのであれば、それは実情を知らないからである。

・『ガバナンス』の購入

対象月は指摘の通り、翌年度平成22年4月～23年3月分の先払いであり、「政調費交付年度外」であるから、削除し返還する。

年	月	日	摘 要	(科目)	整理 番号	受	払
2010	12	24	2009/4/1 購読料『戦争責任資料』2010年分会報No.65～68。戦争責任資料センター<誤記控除。摘要修正のため>	資料購入費			△ 7,000
2010	12	24	2009/4/1 購読料『戦争責任資料』2009年分会報No.64～67。戦争責任資料センター<誤記更正。摘要(対象月)修正のため>	資料購入費			7,000
2010	12	24	2009/12/30 購読料『戦争責任資料』2010年分会報No.68～71。戦争責任資料センター<誤記控除。対象年度外のため>	資料購入費			△ 7,000
2010	12	24	2010/3/23『月刊ガバナンス』10年4月号～11年3月号<誤記控除。対象年度外のため>	資料購入費			△ 8,640

G. 事務費

①按分について

昨年度分も指摘された事項である。

その際も説明したが、奥山は購入文具のすべてを政務調査費から計上支出しているのではなくて、政務調査で使用する物のみ計上しているのである。しかし、今年も同様の指摘がなされたことから、請求人にはこの論理は通用しないと考えた。平行線のままで推移することも可能であると考えが、請求人の基準は文理解釈的には故なきこととでもないので、前年の処理にならい、文具は7割計上とする。

ところで請求人は、「割合に応じて費用計上すべきであり、情報の開示を求める」と言うが、前段はまだしも、後段はいったいどのような情報の開示を予想して、このような請求をするので

あろうか。ボールペン使用の一回毎に用途をカウントし振り分けよとでも言うのだろうか。そのような煩瑣を避けるために、奥山はそもそも物自体で用途を分けているのである。その意味で、請求人の要求は、即座に退けるものではないものの、実態を見ない無用な事務を強いているとの感を強くする。

なお、3/25 広報用紙¥7,520 は、ほとんどすべてを広報の用途に、ごく一部を議案調査に使用しているので按分の必要はないと考えるが、議員活動に使用している分が皆無とはいえないので、95%計上とする。3/29 封筒¥44,000（請求人記載の¥4,400 は誤記）は、前年の処理にならい、95%計上とする。

年	月	日	摘 要	(科目)	整理 番号	受	払
2010	12	24	2009/4/25 文具:修正液¥315、ボールペンレフィル¥63x3/柏屋文具店<誤記控除>	事務費			△ 504
2010	12	24	2009/4/25 文具:修正液¥315、ボールペンレフィル¥63x3/柏屋文具店<誤記更正(7割計上に)>	事務費			352
2010	12	24	2009/4/30 文具:テープカッター台¥315、のり¥210/ダイソー<誤記控除>	事務費			△ 525
2010	12	24	2009/4/30 文具:テープカッター台¥315、のり¥210/ダイソー<誤記更正(7割計上に)>	事務費			367
2010	12	24	2009/5/6 文具:ニュース 20 号封入用のり¥367x2/柏屋文具店<誤記控除>	事務費			△ 734
2010	12	24	2009/5/6 文具:ニュース 20 号封入用のり¥367x2/柏屋文具店<誤記更正(7割計上に)>	事務費			513
2010	12	24	2009/5/18 修正ペン(クラフト封筒用)2本@銀座伊東屋<誤記控除>	事務費			△ 630
2010	12	24	2009/5/18 修正ペン(クラフト封筒用)2本@銀座伊東屋<誤記更正(7割計上に)>	事務費			441
2010	12	24	2010/3/24 広報用紙:再生紙 A4 サイズ 4 箱=10,000 枚@オフィスデポ ¥1,880X4=¥7,520<誤記控除>	広報費			△ 7,520
2010	12	24	2010/3/24 広報用紙:再生紙 A4 サイズ 4 箱=10,000 枚@オフィスデポ ¥1,880X4=¥7,520<誤記更正(95%計上に)>	広報費			7,144
2010	12	24	2010/3/29 封筒 10,000 枚、レインボーにて作成<誤記控除>	広報費			△ 44,000
2010	12	24	2010/3/29 封筒 10,000 枚、レインボーにて作成<誤記更正(95%計上に)>	広報費			41,800

②プロバイダー料、携帯電話代

携帯電話代の対象月が、前年度 1, 2, 3 月であるなど、政調費交付年度外であるので、返還を求めるとのことである。

政務調査費の使用は、会計上、発生主義ではなくて、現金主義であることは、使途基準において確認されているし、それですべて統一している。また携帯電話に限らず、使用料を当月に支払うことは制度上不可能である（携帯電話はクレジット支払いしか受け付けてない）。もちろん年

間に12カ月を超えて支出しているということもない。よって、返還の必要はないと考える。

③インターネット、OA費用等の按分比率

その根拠を示せということであるが、根拠は、奥山の使用実感である。

使途基準では、インターネット、プロバイダ料については、実態に即して計上せよとされている。請求人も言う通り、議員の活動は多岐に亘っており、奥山の使用実感で言うと、自宅でのネット利用は、メールのやり取りも含めて、その6割くらいが政務調査としての利用である。それを少なめに見積もって、5割としたものである。携帯電話代、電話/FAXについても、使用実感に基づき、各々30%で按分計上したものである。

1 人件費

① 臨時雇用の人件費に関して、雇用契約書を作成せよとのことである。

これらの人については、長期の雇用は予想しておらず、実際T氏については、雇用がすでに終了している。K氏については、この年度は2回のみのも臨時である。また日付を遡っての雇用契約書の作成は事実と反するので、作成の必要を認めない。今後の参考としたい。

②ある1日の作業人件費に関して、勤務報告書を作成せよとのことである。

指摘に従って作成した。しかし当人からは領収書を取得しており、そこには必要な明細を記載しているので、本来は不要であると感じている。

2 返還額

上記により、18,936円の返還額が生じた。

3 そのほかの修正

今回、請求人の指摘に従って、全部の支出を検証した。すると、上記『戦争責任資料』購入と同様のケースを発見した。また、事務費の按分について、例えば控室でのコピー機使用料に関して、昨年度は7割計上とする更正を行ったところである。そこで今年も同様の処理を行い、同時に更正した。本日の報告の範囲を超えるのと、紙が嵩むのでここでは引用しない。

その分の返還額は、15,964円である。よって、合計で、34,900円の返還額が生じた。

以上